

国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター
指定管理者募集要項

令和7年10月

国 東 市

国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター

指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者は、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は、市長及び教育委員会（以下、「市」という。）が、国東市体育施設の一部（国見野球場 国見陸上競技場 国見パークゴルフ場 以下「国東市国見体育施設」という。）及び国東市国見B & G海洋センターの指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称

ア 国東市国見体育施設（国見野球場 国見陸上競技場 国見パークゴルフ場）

イ 国東市国見B & G海洋センター（体育館・プール・艇庫）

(2) 施設の所在地

ア 国東市国見体育施設（国見野球場 国見陸上競技場 国見パークゴルフ場）

国東市国見町伊美4095番地

イ 国東市国見B & G海洋センター（体育館・プール）

国東市国見町伊美3884番地

ウ 国東市国見B & G海洋センター（艇庫）

国東市国見町伊美4303番地28

(3) 施設の設置目的

市民の体育、レクリエーション等のための場を与え、市民の健康増進を図るとともに、海洋性スポーツ、レクリエーションを通じて、住民の福祉の増進及び精神力と体力、人間性豊かな青少年の育成を図ることを目的とする。

(4) 施設の概要

ア 国東市国見体育施設

国見野球場：14,400 m² 国見陸上競技場：15,000 m² 国見パークゴルフ場：8,904 m²

イ 国東市国見B & G海洋センター（体育館2階建 艇庫一部3階建）

アリーナ：1,093 m² 第2体育館：476 m² 会議室：40名程度 事務室：4名収容

更衣室（男・女）：ロッカー各100設置

プール：874 m²（一般用及び幼児用） 倉庫：98 m²

艇庫：300 m²

※詳細は、「国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター指定管理業務仕様書」（以下「指定管理業務仕様書」という。）を参照して下さい。

(5) 事業概要

ア 国東市国見体育施設

- (ア) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (イ) 体育施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 体育施設の利用の受付及び案内に関する業務
- (エ) 体育施設の利用の促進に関する業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、市が特に必要と認める業務

イ 国東市国見B & G海洋センター

- (ア) 海洋センターの利用の許可に関する業務
- (イ) 海洋センターの維持管理及び修繕に関する業務
- (ウ) 海洋センターの利用の受付及び案内に関する業務
- (エ) 海洋センターの利用の促進に関する業務
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、市が特に必要と認める業務

(6) 事業実績等

これまでの施設の運営体制、事業実績（利用状況、収支状況等）については、別添の「国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センターの事業実績に関する資料」を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者が管理業務を行うに当たり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は指定管理業務仕様書を参照してください。

- (1) 営業日、利用時間、使用料等は、指定管理業務仕様書のとおりとすること。変更を希望する場合は、市の承認を得ること。
- (2) 適切なサービスを行なうこと。
- (3) 指定管理者において緊急事態を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行なうこと。

ア 国東市体育施設条例及び国東市体育施設条例施行規則

イ 国東市B & G海洋センター条例及び国東市B & G海洋センター条例施行規則

ウ 国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）及び国東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「指定手続条例施行規則」という。）

エ 国東市情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

オ 国東市個人情報保護法施行条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、

滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める。）。なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

カ 地方自治法（第 244 条、第 244 条の 2）及び同法施行令

キ 労働関係法令

ク スポーツ基本法

ケ その他関連する法令

（6）文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書については、国東市文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

（7）事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度 3 月までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整を図った上で、作成・提出すること。

（8）事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実施報告書を作成し、翌年度の 5 月 10 日までに提出すること。

（9）その他

管理基準の細目については、指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定の期間

指定管理者が国東市国見体育施設及び国東市国見 B & G 海洋センターの管理を行う期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。この指定の期間は、市議会の議決により確定することとなります。なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 指定管理者が行う業務

（1）管理業務

国東市国見体育施設及び国東市国見 B & G 海洋センター

（国東市体育施設条例及び国東市 B & G 海洋センター条例に掲げる事業）

ア 施設の利用の許可に関する業務。

イ 施設の維持管理及び修繕に関する業務。

ウ 施設の利用の受付及び案内に関する業務。

エ 施設の利用の促進に関する業務。

オ 前ア、イ、ウ、エに掲げるもののほか、市が施設の管理運営上必要と認める業務。

（2）自主事業

ア 指定管理者は、国東市体育施設及び国東市 B & G 海洋センターの設置目的に合致し、かつ、管理業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、指定管理業務仕様書を参照してください。
- イ 管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者に委託することは可能です。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

6 経費

(1) 管理業務に要する経費

国東市国見体育施設及び国東市国見B&G海洋センターの年間管理運営において市が支払う経費については事業計画とともに提出される収支予算書において算定し、支払方法は、協定書において定めます。

(2) 管理業務による利用料の精算

指定管理者が業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による納付を求めません。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次のア〜クまでのいずれにも該当する法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- ア 国東市内に営業所、事務所等を置く、又は置こうとする法人等であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- ウ 国東市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- エ 国東市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (ア) 契約書等に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (イ) 一括下請、下請代金支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- オ 国東市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではないこと。また、以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする法人等若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた法人等若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- (ア) 暴力団関係者である場合
- (イ) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- (ウ) 暴力団関係者を使用した場合
- (エ) 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
- カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていない法人等であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
- キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
- ク 市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。
- (2) 応募の形態について
 - ア 応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。
 - (ア) 単独団体：1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織の形態は問わない。）
 - (イ) SPC：主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社
 - イ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。また、国東市議会の指定の議決（令和8年3月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

8 指定管理の公募の手続き

(1) 公募スケジュール

具体的な公募スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の8時30分から12時15分まで、13時から17時00分まで（以下「開庁時間」という。）をお願いします。

スケジュール

令和7年10月31日（金）	募集要項等の公表
令和7年10月31日（金）～12月1日（月）	募集要項等の配布
令和7年11月18日（火）	募集要項等に関する説明会(現地見学含む)
令和7年10月31日（金）～11月19日（水）	募集要項等に係る質問の受付
令和7年11月25日（火）	募集要項に関する質問の回答
令和7年12月 1日（月）17時00分まで（必着）	申請書等の提出

(2) 公募手続き

ア 募集要項の配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

- (ア) 配布期間：令和7年10月31日（金）～12月1日（月）
- (イ) 配布場所：国東市国東町鶴川160番地1 国東市教育委員会 スポーツ振興係

イ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、施設に関する資料等を閲覧することができます。なお、資料等については、本説明会終了後、応募書類等の提出期日までの間、問い合わせ先において閲覧することができます。閲覧は開庁時間とします。

- (ア) 日 時：令和7年11月18日（火）14時00分～16時00分

- (イ) 場 所：国東市国見町伊美 3 8 8 4 番地
国東市国見 B & G 海洋センター 会議室
- (ウ) 参加人数：各法人等 2 名以内とします。
- (エ) 参加申込：参加希望の方は「国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第 4 号）」に必要事項を記入のうえ、11 月 12 日（水）17 時 00 分までに FAX 又は E-mail にてお申し込みください。

ウ 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等に関する質問を「国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センター指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第 5 号）」により以下のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間：令和 7 年 10 月 31 日（金）～11 月 19 日（水）
- (イ) 提出場所：問い合わせ先に同じ
- (ウ) 提出方法：質問書は E-mail による送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を E-mail により送付します。

回答日：令和 7 年 11 月 25 日（火）

オ 申請書等の提出

申請書等を以下のとおり受け付けます。

(ア) 申請書等

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (i) 公の施設の指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則に定める様式第 1 号）
 - (ii) 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センターの管理に関する事業計画書（様式第 1 号）
 - (iii) 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センターの管理運営に関する収支計画書（様式第 1 号の 2）
 - (iv) 定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類
 - (v) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - (vi) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書又はその他の財務状況を明らかにする書類
 - (vii) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務内容を明らかにする書類
 - (viii) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
 - (ix) 納税証明書
 - ・ 市税（市税が課税されていない法人等で市外および県外に主たる事務所又は事業所を有する法人等にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県民税等）について未納がないことの証明書
 - ・ 法人税及び消費税について未納がないことの証明
- ※第 1 号様式の添付書類には記載はされていませんが、法人税納税証明書を

添付してください。

- (x) 誓約書（様式第2号）
- (xi) 申立書（様式第3号）※提出書類に該当がない場合のみ
- (イ) 受付期間：令和7年10月31日（金）～12月1日（月）（土・日・祝日を除く。）
8時30分～17時00分まで
- (ウ) 提出場所：問い合わせ先に同じ
- (エ) 提出方法：申請書等7部（うち6部は、写しでも可能です。）を上記に定める提出場所に持参してください。提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。
- (オ) 申請にあたっての留意事項
 - (i) 複数の申請の禁止
1応募につき1申請とし、複数の申請をした場合は失格とします。
 - (ii) 提出期限までに申請書等の提出がない場合には、申請がなかったものとして取り扱うこととします。
 - (iii) 接触の禁止
申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。
 - (iv) 応募の辞退
法人等の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出してください。
 - ・ 提出場所：問い合わせ先に同じ
 - (v) 提案内容変更の禁止
提出された書類の内容を変更することはできません。
 - (vi) 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効
申請書等に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。
 - (vii) 著作権の帰属等
事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、申請書等は理由の如何に関わらず返却しません。
 - (viii) 情報公開条例に基づく情報公開
提出された書類、選定経過、審査結果等については、国東市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れがある情報等を除く。）。
 - (ix) 費用負担
申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
 - (x) 本事業の提案応募のために説明会・現地見学等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は、市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行なってください。

- (xi) 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

市職員及び学識経験者等の委員で構成する国東市体育施設の一部及び国東市国見 B&G 海洋センター指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に市で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

指定手続条例第4条第1項各号のいずれにも該当するもののうちから次の審査項目について審査を行います。

- ア 利用者の平等な利用の確保
- イ 施設の効用の最大限の発揮
- ウ 経費の縮減
- エ 管理を安定して行う人的・財政的基礎
- オ 利用者の安全確保

(3) 審査

- ア 審議会は、申請者による提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。
- イ プレゼンテーションの日時、場所等については、後日該当する申請者に対して書面で通知します。
- ウ プレゼンテーションの出席者は2名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については、必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限り、プレゼンテーションの時間は30分以内とし、その後審議会からの質問時間を設けています。

(4) 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション後、選定審議会では申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、国東市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和8年第1回国東市議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続き条例施行規則第3条の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定書の締結

国東市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、指定管理業務仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

- ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生

じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

(ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1 2 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難

になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位の」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

（3）協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

（4）リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項目	負担者		備考
	市	指定管理者	
管理業務		◎	
施設・設備・備品等の維持管理	(大規模な修繕等) ◎ ◎	(軽微な修繕等) ○ ○ ◎	経年劣化によるもの 第三者行為から生じたもので相手が特定できないもの 管理者としての注意義務を怠ったことによるもの
備品の購入・改修	◎ (大規模なもの)	◎ (軽微なもの)	
施設等の使用許可 (付帯事務を含む)		◎	行為許可、設置許可、管理許可、行政財産の目的外使用を除く
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
災害、事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	◎ ○	○ ◎	不可抗力によるもの 指定管理者の責に帰する場合
災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理	◎		
施設に対する各種保険の加入	○	○	事案による
火災保険の加入	◎		保険料の負担は指定管理者
利用者にかかる賠償責		◎	

任保険の加入			
一般的な税制変更		◎	
物価・金利変動等		◎	

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市が協議の上定めることとします。

1 3 添付資料・様式

- ① 公の施設の指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則に定める様式第 1 号）
- ② 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第 1 号）
- ③ 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センターの管理運営に関する収支計画書（様式第 1 号の 2）
- ④ 誓約書（様式第 2 号）
- ⑤ 申立書（様式第 3 号）
- ⑥ 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第 4 号）
- ⑦ 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センター指定管理者募集要項等に関する質問表（様式第 5 号）
- ⑧ 応募辞退届（様式第 6 号）
- ⑨ 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センター指定管理業務仕様書（別添）
- ⑩ 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センターの事業実績に関する資料

1 4 問い合わせ

〒873-0503

国東市国東町鶴川 1 6 0 番地 1

国東市教育委員会 社会教育課 スポーツ振興係

電話：0978-72-2121

FAX：0978-72-4070

電子メール：shakai-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp